

特別養護老人ホーム「ハッピーランドやまと」 利用料金表 (3割負担)

令和8年6月

要介護度	基本利用料	日常生活継続支援加算	栄養マネジメント強化加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	単位数小計(1日)	生産性向上推進体制加算	単位数小計(30日)	介護職員等処遇改善加算	単位数合計	食費(1日)	居住費(多床室)(1日)	利用料合計(1日)	合計日額	合計月額(30日)
要介護1	2,082	108	33	12	24	2,259	30	67,800	11,933	79,733	1,445	915	2,360	5,018	150,533
要介護2	2,286	108	33	12	24	2,463	30	73,920	13,010	86,930	1,445	915		5,258	157,730
要介護3	2,505	108	33	12	24	2,682	30	80,490	14,166	94,656	1,445	915		5,515	165,456
要介護4	2,709	108	33	12	24	2,886	30	86,610	15,243	101,853	1,445	915		5,755	172,653
要介護5	2,904	108	33	12	24	3,081	30	92,460	16,273	108,733	1,445	915		5,984	179,533

※入所した日から起算して30日に限り、上記料金に一日につき¥30の加算があります(初期加算)

※小遣い預り金の管理の為、一日につき¥50の金銭管理費が発生致します。

※家電を持ち込んで使用される場合、一日につき¥30の電気代がかかります。

※外泊(入院)期間中において居室が確保されている場合は、負担限度額の段階に関わらず居住費(¥915)の対象となります。

※入所者様の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行った場合、一食につき¥6の加算があります(療養食加算)

※協力医療機関以外の受診に要する交通費は実費となります。

※ご利用者様の栄養状況、疾病状況等(名前等個人を特定できる情報は含まない)の情報を科学的介護情報システムに提出、フィードバックを行い必要に応じて施設サービス計画を見直した場合一月につき¥50の加算があります。(科学的介護推進体制加算Ⅱ)

別表 看取り介護加算 I について(1日あたり)

期間	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
亡くなる45日前～31日前	72円	144円	216円
亡くなる30日前～4日前	144円	288円	432円
亡くなる前々日、前日	680円	1,360円	2,040円
亡くなった日	1,280円	2,560円	3,840円

※ 所得段階(低所得者に対する食費・居住費の限度額措置)について

区分	対象者		食費	居住費
第1段階	世帯全員市町村 住民税非課税者	生活保護受給者など	300	880
第2段階		年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	390	880
第3段階①		年金収入額と合計所得額が80万円超、120万円以下の方	650	1,370
第3段階②		年金収入額と合計所得額が120万円超の方で第2段階以外の方	1,360	1,370
第4段階	上記以外の方		1,392	2,066

※ 高額介護サービス費について

区分	対象者		自己負担上限額(月額)
第1段階	世帯全員市町村 住民税非課税者	生活保護受給者など	15,000
第2段階		課税年金収入額と合計所得額が80万円以下の方	15,000
第3段階		課税年金収入額と合計所得額が80万円を超え、第2段階以外の方	24,600
第4段階	上記以外の方		37,200

「高額介護サービス費」……介護保険の自己負担額(1割負担部分)の1カ月の合計金額が高額になった場合、所得等に応じた上限額を超えた額については、高額介護サービス費が該当となり、払い戻されます。

※ 施設利用料金には、医療費(診察、処方代金)は含まれておりませんので、別にご負担いただきます。
理美容代、その他の諸費用(日用品、消耗品等)につきましても、費用が発生した場合には別にご負担いただきます。
洗濯については、施設内での洗濯になります。但し、施設で洗濯できない衣類については、ご自宅で行っていただくか、クリーニング業者に委託する場合もございますのでご了承ください。